

当社グループのインボイス制度に関する対応方針について

いつもギグワークスグループをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日より施行されましたインボイス制度に関して、当社グループとしての取り扱いにつきまして、お知らせいたします。

【クライアント（当社のお取引先様）の皆さま】

1. 当社グループのインボイス番号について

当社グループはすべての法人が適格請求書発行事業者として登録完了しておりますのでお知らせいたします。

法人名	インボイス登録番号
ギグワークス株式会社	T5011101030772
ギグワークスアドバリュー株式会社	T6011101041281
ギグワークスクロスアイティ株式会社	T3010001065674
ギグワークス・アドバンス株式会社	T8011101045462
nex 株式会社	T2010001108194
株式会社 GALLUSYS	T1011101092503
ギグワーカー少額短期設立準備株式会社	T8010401177429
株式会社 Green Light	T6010401179699

国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトでも確認ができます。

(<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/index.html>)

2. 当社グループの請求書書式の変更について

当社グループでは2023年10月1日以降の役務提供分から、適格請求書の発行を行ってまいります。

合わせまして、諸経費及び立替金の請求書記載方法について、下記のように変更させていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点ございましたら、当社営業担当までお問合せいただけますようお願い申し上げます。

<人材派遣契約 以外 でのお取引>

非課税（課税対象外）として明記していた諸経費等について、課税対象に含めて記載いたします。

<人材派遣契約でのお取引>

勤務先への交通費については、原則課税対象に含めて記載し、それ以外の業務上発生する諸経費については、立替金として課税対象外欄に記載するとともに、立替金精算書を交付いたします。

【登録エージェント・求職者の皆さま】

1. 報酬のお支払価格について

当社グループでは、登録事業者・未登録事業者であることを理由にお支払（振込）価格が異なることはありません。

2. 当社宛の請求書の発行について

当社システムから発行することが出来る報酬 web 明細を、登録・未登録事業者様に関わらず一律に、適格インボイスに対応した形に変更致します。

2023年10月稼働分(2023年11月15日支払分)からの変更となり、変更後のweb明細をもって、当社グループの仕入税額控除要件となる適格インボイスとなります。

つきましては、別途請求書などをご用意いただく必要はございませんのでご安心ください。また、消費税申告などで稼働した分の消費税額の確認が必要な場合は、こちらの明細をご利用ください。

・支払調書について

税込価格である旨を記載し、税込報酬金額と源泉徴収税額の記載を行います。

(現行からの変更はございません。)

以 上